

大田市公告第 88 号

大田市森林総合利用施設三瓶こもれびの広場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年大田市条例第 169 号）第 4 条に基づき、三瓶こもれびの広場の管理を指定管理者に行わせるため、大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年大田市条例第 61 号）第 2 条の規定により、指定管理者になろうとする法人その他の団体を次のとおり募集する。

令和 5 年 7 月 20 日

大田市長 楫野 弘 和

記

1. 施設の概要

名称 三瓶こもれびの広場（木工芸体験施設等）
住所 大田市山口町山口 1 6 3 8 番地 1 外

2. 指定管理者の行う業務範囲

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設利用等に関する業務
- (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間

4. 申請方法

- (1) 大田市内に事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体、複数の団体等で構成されたグループなど
- (2) 応募期間
令和 5 年 8 月 7 日（月）から令和 5 年 8 月 18 日（金）まで
- (3) 募集要項・仕様書
大田市産業振興部観光振興課にて配布するほか、大田市ホームページに掲載する